

会 議 録

会 議 名		第 12 回 西予市地域づくり活動センター市民検討委員会 西予市公民館 分館制度分科会
日 時		令和 3 年 5 月 20 日(木) 9 : 30 ~ 12 : 25
場 所		三瓶文化会館 2階 研修室
出席者	会 員	1 2 名 / 1 6 名
	事務局	1 4 名
傍聴		4 名
議 事 内 容 (要 旨)		
分科会長	<p>9 : 30 開会</p> <p>開会あいさつ</p> <p>【協議事項】</p> <p>(1) 報告事項</p>	
事務局	<p>まず、瑕疵議案についての報告をする。三瓶東公民館が三瓶文化会館に移った時点での手続きのうち、前回の分科会において、私は、地域住民への説明が行われてなかったことについて「瑕疵があった」と発言をした。このことについて委員から、瑕疵議案であれば、議決のやり直しが必要であるとの指摘をいただいたので、昨日、ご本人に当時の対応や県の見解など説明をさせていただいた。</p> <p>その結果として、議決のやり直しの対応までは必要ないが、委員の言われるとおり、当時、より適切な対応、必要な手続き、説明が十分でなかったことは明らかなので、市として今後の同様の事務、特に「補助対象施設」に関する事務処理においては十分注意をして慎重に行う必要があることを改めて確認をさせていただいた。</p> <p>次に、前回質問をいただいていた、活動センター化の際の図書館分館の扱いについて回答する。</p> <p>まず現状だが、西予市の図書館は、宇和町にある西予市図書交流館まなびあんのほか、野村、三瓶、明浜の各町に、1か所ずつ分館があり、また、城川町には、町内の4公民館、全てに分館を設置している。分館の職員は、</p>	

	<p>野村、三瓶の分館は専任の職員がいるが、明浜、三瓶（正しくは「城川」）の分館は公民館の職員が兼務して図書館分館業務をしている。</p> <p>以上は、西予市図書交流館条例により規定された図書館だが、このほか、皆さんご存じのとおり、図書館分館になっていない公民館にも本を置くスペースを構え、貸し出しができるようになっている。これらの業務については、活動センターへ引き継ぐよう考えているが、業務的には図書室の公開が主であるので、活動センター業務への影響は少ないものと考えている。</p> <p>将来的には、今後の利用件数などを踏まえて、例えば、城川も明浜のように正式な図書館分館は1か所とするようなことの検討も必要となってくるかと思う。</p> <p>ただし、今の公民館のように、各活動センターに引き続き図書スペースを構えて、地域づくりに関する本のほか、地域のニーズに応じた図書を独自の方針でそろえていくこともできると思っている。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>聞き間違いかもしれないが、明浜と三瓶は公民館の職員と言われなかったか。三瓶も公民館の職員か。城川の4つの地区公民館内にある図書は図書交流館分館。明浜は図書室ではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>明浜も高山に明浜図書交流館分館を設置している。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>三瓶も条例に基づいた図書交流館三瓶分館。その職員は公民館の職員なのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>公民館の職員ではない。私が説明したのは、野村と三瓶の分館は専任の職員がいる。その他の公民館にも図書を置くスペースがあり、利用しているという説明をした。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>その図書のスペースは、図書交流館分館であろう。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうではない。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>以前までは、図書室であったが、平成30年頃の条例改正で図書交流館分館に変わっているのではないのか。私が聞きたいのは、城川の公民館の図書交流館分館の管理は、公民館の行政職員が館長の命を受け、現場では会</p>

	<p>計年度任用職員の方が責任を持ってやっていただいていると聞いている。施設が活動センターになり、市長部局に所管替えになり、公民館が用途変更される。図書館条例は公民館条例とは別ものなので、どう対応されるのかという質問をした。</p>
事務局	<p>教育委員会からの事務移管の関係で規定をし、引き続き活動センターでも管理できるようにしていく。</p>
分科会長	<p>少し話を整理したい。まず宇和地区にあるまなびあんは、図書館法に基づいているということによいか。まなびあん以外の各公民館に図書スペースがあるが、その事務は公民館主事がしているということによいか。</p>
事務局	<p>宇和の地区公民館には図書館分館を設置していないので、公民館主事が行っている。</p>
会員（三瓶）	<p>それは図書館分館ではなくて図書室のこと。</p>
分科会長	<p>例えば中川公民館であれば、玄関に本が並んでいて、図書室というよりは図書スペースになっている。</p> <p>次に野村のゆめちゃんこの図書館分館は、図書館法に基づく職員が配置されている。その他の公民館は宇和と同じような状況ということで間違いないか。</p>
会員(城川)	<p>私のところは図書室がある。</p>
分科会長	<p>公民館でも図書室のある所とない所がある。事務は公民館主事がやっている。城川については、4つの公民館に図書館分館が設置されているということだった。これは公民館法に基づき、公民館主事が手続きはしているということによいか。次に明浜は高山公民館の中にあるので、公民館法に基づいているということによいか。三瓶は図書館法に基づく職員。</p>
会員（三瓶）	<p>城川の公民館も図書の条例に基づいた交流分館である。</p>
分科会長	<p>図書交流分館であれば、城川も図書館法に基づいた職員。三瓶の他の公</p>

	<p>民館はどうなっているのか。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>三瓶北公民館は、図書室はないが、中川公民館のように、ロッカーの中に貸し出し図書を置いている。その事務は主事が行っている。</p>
<p>分科会長</p>	<p>では図書館法に基づく職員と公民館法に基づく職員とに分かれていて、今度活動センターで一括になった時に、その辺りの法的な職員はどういう風になるのかというのが委員の質問でよかったか。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>それと、施設の用途変更。財産を移すのには、西予市の財産規則に基づいて移そうとする元の部署が総務部に申し込み、市長の決裁をもらう。同じ公民館の中に公民館条例と図書館条例と2つある。それを活動センターに移行すると言われているが、所管管理を市長部局へ移す所管替え、施設を用途変更する協議が必要だと思う。公民館については今まで協議してきたが、図書館はなかった。図書館条例を持った施設もあるが、どのように移されるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>市民検討委員会の活動センターに関する協議の中に、図書館のことを盛り込んでなかったのは、こちらのミスであったと思う。公民館のことだけが頭にあり、誠に申し訳なかった。図書館をどうするか、これからの事務をしっかりとやっていく。これらを踏まえて関係部局と今後協議する。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>図書館法に基づく図書館となると、図書司書の資格を持つ人が必要になるのではなかったかなと思うが、きちんと資格のある人がいるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>図書館の各施設にということではなく、図書交流館が分館を含めて管理しているが、図書司書の資格を持つ者を、まなびあんに2名、三瓶にも2名、野村に1名配置している。</p>
<p>事務局</p>	<p>基本的な考え方として、図書館全体として最低1人は必要となるが、より地域の皆さんの図書の問合せや対応など十分にできるよう、採用にあたっては会計年度任用職員も含めて、司書資格をもっている方をより優先に採用している。</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>図書館法に基づく場合は図書司書が必要で、図書室はまた別と考えてよいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>移管という言葉が出てきた。移行か移管か、以前から問題提起している。行政政治は執行機関、議決機関、教育機関、3つの機関があって進んでいると思う。分館一つを取り上げての12回に及ぶ、委員と行政とのやり取りの中で、行政は何でもできるということが往々にある。先ほど出た瑕疵という言葉、本来行政は、この問題が起こった時に考えていたかどうか、補助対象財産というものを、その時に知っていたのか。知っていたら、三瓶東公民館を分館に変える時に、三瓶東公民館整備時に1200万円の負担を捻出した1区区民に対して一言の説明もなく、区の総意も得ないで勝手に変えることはいかななものか。</p> <p>三瓶町時代の条例を持ってきているが、三瓶東公民館には1区分館とは書いていない。三瓶東公民館とは2区、3区、鳴山、和泉公民館の4つ。中央公民館には津布理4区、5区、6区、7区と4つが明記されている。いかななものかとは思いますが、公民館主事、あるいはそういう場の確保のために2つに分けたのではないかと推測する。しかし三瓶東公民館については、また後程課長から債権という問題が出て来ると思うが、どういう説明をされるか聞いてからの話だと思っている。その中で「移管」を取り上げれば、全く法律の違う異動をするわけだから、当然移管。それぞれの機関が互いを尊重し合って、間違いのないようにしてもらわなければ、いつまでたっても堂々巡り。私は全てを認めているわけではない。こんなこと何度もやりたくないから、今の説明をよしとしているだけ。本来そこをつくと、違反しているわけだから、そう簡単なものではない。移管の問題についてはどのように考えておられるか。移管か移行か。</p>
<p>分科会長</p>	<p>移管の問題は少し置いて、図書館のことについて、施設であったり人員配置であったり、これらが今後活動センター化した時にどんな風に位置付けられるのか、そのことについて先に話したい。</p>
<p>事務局</p>	<p>繰り返しにはなるが、大事な問題なので、十分整理をしてやっていく。報告書にも盛り込んでいるが、これまでの経緯を踏まえた上で、移管、移</p>

事務局	<p>行、これらを適切に行っていきたい。</p> <p>移行と移管という言葉についてだが、これまでも市民検討委員会、分館分科会においても、公民館を活動センターに移行するとお伝えしていた。これは業務全体、建物も含め、中の事業など全ての業務において活動センターに変わるということで、全てのことが移り替わるということで「移行」という言葉を使わせていただいた。「移管」というのは、今まで公民館で行われていた社会教育、生涯学習などのその業務自体を移管して、活動センターで行うと考えている。</p>
会員（三瓶）	<p>今回の政策で「移行する」の一点張りでこられたが、移行するには自治法 238 条、それに基づいて西予市財産規則の具体的な手続きを経て移る。その財産の所管替えをする手続きは、変えようとするところが総務部と協議をする。「所管」を辞書で調べると「管理内」と書いてある。管理をよそに移す。また「用途変更」がある。これは施設を用途変更するというもので、これも協議が必要。分館は用途廃止。そういう説明を一切せずに「移行」「移行」の一点張り。今言われたように、「移管」は何かと言ったら、管理する主体を他に移すということ。移行という言葉は、状態を形容詞的に表しているだけで、具体的に行政は「所管」とか「移管」とか言う言葉を使ってはいけない。移管の手続きを経て移行という形で進めますと、初めからそういう説明をしてこないで検討委員会の答弁がなっていない。</p>
事務局	<p>間違っていたら指摘してほしい。移管というのは、言われるとおおり、〇〇部局から〇〇部局へ事務を移管するとか、管理など権限を移管するという話。今回、活動センター化にあたって教育部局から市長部局へ、公民館でやっていた事務をそのまま移管するというよりは、事務の実態、どんな事業をやっているか、そういうことは「移管する」という表現が使われるのではないかと思う。そういう意味で言うと今までは教育部局が公民館の所管だったが、活動センター化するにあたって公民館の事務を市長部局に移管した後は、活動センターに制度変更されて、市長部局が所管する。そこは「移管」という。移行と使っていたのは、言われるとおおり状態の変化。公民館のいろいろな機能や施設とか、住民対住民の機能面をとらえて移行している。そこは確かに「移管」ではない。あくまでも「移管」というと行政の部局間の異動みたいなのを「移管」というので、そういう意味では</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>行政の中の話は「移管」かもしれないし、皆さん側から見える世界は「移行」という風に使い分けられていたのでは。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>そういう説明を最初にきちんとしてほしい。</p>
<p>分科会長</p>	<p>私はその問題に大反対。これは一括法がもとになった、私から言えば公民館分館潰し。第9次一括法案の中に、社会教育、公民館、図書館、あるいは博物館について、地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能にしたというのがこの原点。この法律ができたから移管をしたいというのが、行政の三瓶町民に対する今回の説明であり、問題となった分館をなくして拠点にしたいと。その一番もとになる「移管」と「移行」と分からないようなことで、何を審議するのか。移管とは管轄をかえること。移行とは移り行くこと。だから先ほど言ったように国にも三権分立があるように、行政政治の中に権限のある執行機関、議決機関、そして権限はないが教育に関する教育機関があるのである。移管問題についてはもう少し真剣に考えられた方が、筋の通らない話になる。同じことをするから教育委員会から首長部局へ移したらそれでいいという問題ではない。移管は移動する、そういうものを移管、事務をすることを所管とか主管とか言う。はき違えると問題は複雑になるだけ。スッキリさせなさい。ここに書いているのだから、ちゃんと勉強しなさい。時代の変革、流れとともに。やっていることをよく分かった上で発言をしてくれ。</p>
<p>事務局</p>	<p>まとめると、法に基づく適正な用語をきちんと把握したうえで使用してほしいというのが1点。また、条例を変更する場合にも、法に基づき条例変更をきちんと経緯をはっきりさせた中で、説明が通るように改正してほしいとの2点であったかと思う。</p> <p>【暫時休憩】</p>
<p>事務局</p>	<p>債権について、前回の分科会において説明をさせてもらったが、併せて後日個別にという回答をしていた。先般、委員に市の債権の考え方について改めて説明した。債権については、相手方に金銭等の給付を求めて、実行できるという権利であり、その一方で、債務とは相手方からの給付等の請求に応じなければならない義務である。今回、当然そういったものを設</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>定する場合は、法律上、負担付寄付として認められて処理をすることを考えている。分館建設当時の経緯については、当時、何らかの寄付に関わるものがあつたというような可能性は否定できないところではあるが、法的なものとしては、負担付寄付に伴う議決が当時なされてないというところもあり、債権・債務についてはなかつたのではないかという判断をしているところだ。しかしながら、運用の中で建設後に寄付を集められている事実はあつたのではないかという点はある。</p> <p>このことについては事前に話合いをした。行政に債権を区民がつけるというのはおかしい話だが、それにもかかわらず、それに近いことをやっていることの戒め。債権と三瓶東公民館に関連するが、国庫補助をいただいた分館が6分館あるが、その中で、三瓶東公民館の名称を1区分館に変えるのなら、区民により建てた建物を、やはり区民に知らせ、同意を取るべきだつたということが1点。もう1点は、行政、議会、教育委員会の機関の問題になるが、それぞれが真剣に内容を把握せずして条例を制定したのが問題。</p> <p>というのは、三瓶東公民館を兼第1分館にし、旧三瓶町の条例には、先ほど言ったように三瓶東公民館の下には1区分館とは書いていない。これは公民館活動が盛んになって、一人の主事では対応できなくなったために、三瓶中央公民館、三瓶東公民館を名称上、配置のために作ったものではなかろうかと考える。旧三瓶町では、三瓶中央公民館で活動をしていたので、そのように私は受け止めている。町民運動会をはじめ、当時は盛んに三瓶町の社会教育、あるいは公民館活動、公運審を含め、年に何十回も会合をするような、区長も含めて、そういうことだつた。</p> <p>その中で部長と課長の債権の話しの中に、債権ありきだつたら、西予市の建物にその後に及んでも修繕費の50%、管理費として光熱水費の一部の負担を区民に強いられたのかと。それは債権を認めたから、自分の権利所有の建物に対して、負担まで求めているのではないかと私から苦言を呈した。このことは、部長から、そう言われればそうかもしれないということであつたけれども、もう私はこれでよしとした。ただ今後はそういうことも含めてお互いの機関を尊重し合いながら、権限を全うしていただきたい。</p> <p>(2) 分館の移行方針について</p>
---------------	--

事務局	資料分資 12-1 について説明
会員（三瓶）	確認だが、この分科会のとりまとめは、①から⑤のパターンを全て取りまとめるのか。
分科会長	①から⑤まで、全てのパターンを検討委員会の取りまとめとしたいと考えている。
会員（三瓶）	<p>前回の分科会で三瓶委員の案に賛同していただいたこと感謝申し上げます。修正案についても、三瓶町委員の案に沿う案にさせていただき感謝する。全体的に異議はない。</p> <p>確認事項として3点質問する。</p> <p>1点目、資料分資 12-1 移行パターンの詳細 ※印1「各分館における移行パターンの選択、整備計画の作成は、令和5年3月31日までに行う。」この期限を令和5年3月31日とした根拠を示していただきたい。なお、仮に、その期間内に移行パターンを選択後、区の諸事情、自然災害により変更せざるを得なくなった場合は、市として柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p>2点目、移行パターン1。建設に係る地元の補助率等の特別措置の中で、「建設に係る対象諸経費は西予市集会所建設事業補助金交付要綱に準じ」とあるが、資料分資 3-2 で示されている受益戸数と査定面積の数値が、既存する三瓶の分館における床面積と大きく乖離しているため、その点の補助の限度額についても、規模が大きな集会所の場合どうなるか、市としての考えを聞きたい。</p> <p>3点目、パターン2の※7、建物の修繕費及び建物に付随する備品の修繕・購入費の限度額について、「多額の費用を要する場合は、建て替えを検討する」と記載しているが、この部分の限度額の考えがあれば示してもらいたい。</p>
事務局	<p>1点目、整備計画の作成期限、令和5年3月31日までについてだが、確かに、特に三瓶東公民館エリアについては拠点も決まっていないため、なかなかその期間までに決められないというのは、言われるとおりで思う。この場で期限について明確な返事はできないが、持ち帰り再度検討する。</p> <p>2点目、西予市集会所建設事項補助金交付要綱に基づくものだが、新た</p>

事務局	<p>にこの要綱は整備し直すことになるかと思う。今のところ、こちらの方針としてははっきり言える部分というのが、補助対象経費の別表の部分に面積の要件があるが、これについても今のところ準じるということにしているが、対象経費は間違いないが、面積については再度確認する。</p> <p>今の件だが、以前、津布理地区は世帯数が多いので、この面積では小さいのではというような質問があり、その際にも、三瓶地区については特別措置という考えで行うので、世帯数によって面積を限定するようなことは行わないと回答していたかと思う。今後、新しい建設補助要綱を作ることになるかと思うが、面積の限定はしない方向で進めたいと思っている。</p>
事務局	<p>私の認識不足で申し訳なかった。3点目、今の所、修繕等の限度額についても上限設定はしていない。最低10年間の使用に耐えうる程度という抽象的表現になっている。この辺も持ち帰り協議する。</p>
会員（三瓶）	<p>いずれも今後地区住民の方と協議をすることになるが、その辺が重要な部分になると思うので、地区住民に説明するまでには、必ずそういった点を示すことができるようにしてほしい。なるべく早く、しっかり報告してほしい。</p>
会員（三瓶）	<p>パターン1 上から2つ目の黒丸。「※2、敷地の取得」というところだが、分館の土地については掌握されていると思うが、私の知る限りでは有太刀分館は個人の土地、皆江分館も複数の方の土地。三瓶北公民館も宮司に聞いたところ、加茂神社の土地だということだ。安土分館は三瓶町の登記のままになっている。土地の取得については行政区に任せるのか。また、個人の方に土地代を払っていたのか。西予市の土地として登記されていない分館は、また違う問題が出てくる。このことについては知っているのか。用途変更の協議をするにも、こんなことも分からなければ協議できない。</p>
事務局	<p>個人の方の所有地というのは最近知った。今後どうするかは、また持ち帰って考える。</p>
会員（三瓶）	<p>私が居住している第5分館は、西予市の土地ではなく三瓶町の土地。理由は埋め立ての補償がらみである。また債権問題だが、三瓶町のもの。今</p>

分科会長	<p>の分館ができるまでは安土公会堂、火の見やぐら、半鐘、ポンプを入れる消防庫が建っていた跡地が三瓶町の登記になっている。これをいかに取り扱うつもりか。</p> <p>私も初めて個人所有の土地があると知った。将来的にどうするか考えがないと進まない。</p>
会員（三瓶）	<p>補足だが、三瓶北公民館主事が言っていたのは、「区で土地を買えなかったから、その時の区長たちの名前で購入したようだ」とのこと。加茂神社が市の土地になって、公民館が加茂神社になっているので、登記ミスであり、登記を変えることができない、という宮司さんの話だった。個人名義になっているのは、区が購入できなかったから、代表者が購入した状態。税金をかけないようにしたという経緯。</p>
会員（三瓶）	<p>建物登記をされていない所もある。土地は西予市で登記され、建物は登記されていないという案件も多々出て来ると思う。これは行政書士など専門職が入っていただかないと、新しい道に進めない可能性がある。昔、加茂神社は大蔵省のものだった。その後、地区では購入できないということで個人が持って、また今は何かしら法という法律で地区が持てるようになったそうだ。今までそういう所に土地代を払っていたかどうか、土地はどこのものか、建物はどうなっているか、所管を変えようとしている教育部局は大変忙しいので、まち課の協力などしどころではない。</p>
分科会長	<p>大江の集会所も建て替えをしたが、旧集会所は6名の共有財産だった。まず、その6名のつながりのある全ての人に財産放棄の手続きをしてもらった。それにかかったのが約1年半。財産放棄をしたうえで、市に移管し、市の方で建物を建てた。建ってからは地縁団体として、法的に土地と建物については大江の自治会のものとして登記した。</p>
会員（三瓶）	<p>このまま資料を読むと、敷地の取得は行政区でしなさいと書いているように思えるが、大仕事であり、無責任だと感じるので、土地は行政が構えるとしてくれ。</p>
事務局	<p>土地に関して事実関係をはっきり調査して、対応をどうするか早急に話</p>

事務局	<p>し合いをする。</p> <p>まちづくり推進課が所管している集会所建設についての要綱に基づいて、この資料も書かれていると思うが、今現在集会所が建っている所に新たに建て直す場合は、土地があるので問題はないと思う。ただ、いろいろな名義になっている場合には、先ほど分科会長が言われたように、いったん市の所有にしてから地縁団体にお渡しするという手続きが行われたと思われる。ここに書いてある敷地の取得及び造成については、今ある場所ではなく、違う場所に建てたいという場合のことで、今も東宇和の行政区もそうしていただいているが、自分たちでここに建てたいという所の取得について、その所有者と協議をしていただいて、進めていただいている状況。よって、現在分館が建っている場所にまた同じように建てたいというようなご希望であれば、名義が仮に西予市でないなら、きちんとした手続きを踏んで区にお渡しできるように事務を進めて行く必要がある。</p>
会員（三瓶）	<p>そういうことを本庁で、情報を共有して、協議しておくべき。</p>
会員（三瓶）	<p>第5分館について、漁業補償がらみ、安土地区は宇和島運輸があつた湾の中に停船していた場所なので、かれこれ広い港だったのが、明治あるいは昭和の2年頃に、漁協は全部埋め立ててしまった。それで県道、国道の拡幅で埋め立て、護岸を整備してきた。その中に三瓶町の土地とはいえ、本来は安土地区の補償であったならば、三瓶町の財産ではない、地元の財産。公の施設を消防であったり公会堂であったり、そういうものが建っていた場所だから、便宜上三瓶町にしたのではないかと思う。安土地区のお宮や、神社は個人の土地にならないから、昔の埋葬場も含めて、当時の区長が個人名義に変えていたような土地も、過去には何か所もあった。私は地元選出の委員ではないが、安土地区にとれば財産にかかわることなので、本来の三瓶町の土地なのか、あるいは、地元の漁業補償の土地を三瓶町にしているのか、詳しく調べてほしい。</p>
山下会員（三瓶）	<p>面積や金額の上限的なものが示されていないと、区民との話合いの中で具体的なことが出てこないと思う。</p>
事務局	<p>特別措置については補助要綱なりに定めることになる。別途、区によっ</p>

	<p>て何か必要事項がある場合は契約の中に明記することになると思う。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>要するに市の姿勢を明確に早く出していきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>早目に出すようにする。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>分館が用途廃止となり、所管も市長部局の総務部に引き継がれる。この引き受け先は総務部になると思うが、実際に行政区がこの件について話をするのは、普通財産になるので、所管を引き取った総務部になる。行政財産で活動センターは市長部局のまちづくり推進課がやるが、分館は総務部が引き受ける。総務課長、きちんとやってくれるか？</p>
<p>事務局</p>	<p>財産規則に則った手続きの後、移管をする場合、移管する元と先の意見を付して手続きを取ることになる。普通財産の場合、総務部が適切なのかそれ以外の所が適切なのかはあるが、移行はその後の受ける元の所も併せて一緒に移管先、移管元一緒になって手続きをする。</p>
<p>事務局</p>	<p>引き継ぎ事務についてはきちんとやっていく。</p>
<p>分科会長</p>	<p>他何もなければ、これを分科会案としてよろしいか。</p> <p>拍手</p>
<p>事務局</p>	<p>資料分資 12-2 の資料訂正について説明。</p> <p>(3) 三瓶東地区（公民館エリア）の活動センター配置について</p>
<p>分科会長</p>	<p>三瓶東地区の活動センター配置については、今までも多くの意見が出た。どういう意見が出たかについては、全て報告に入れていきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>前回の分館分科会で三瓶東公民館エリアの活動センターの配置について、現時点での市の考えを述べたが、これはあくまでも一案である。地域の方々と活動センターの位置について検討する場がある。その際にはこれ</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>までの分館分科会や市民検討委員会での各委員からの意見をお伝えしながら、答申で示された基本的な考え方をベースに、地域の方々と意見を交わしながら進めて行きたいと考えている。三瓶東地区の住民の方々がどのように考えておられるか、ご意見をしっかりお聞きしたうえで、様々なパターン案を提示しながら協議を進めて行かなければいけないと考えている。</p> <p>三瓶委員8名で話した。結果的には、市の案は一案と受け止めてはいるが、新たな拠点を作ってほしいというのが統一した意見である。地区公民館として、独立した建屋のない三瓶東公民館という文言も入っている。実際に実態が明確でないのに、文化会館で新たに活動センターの拠点をつくることについては納得できない。</p> <p>これから個人的意見を述べる。正直、文化会館を利用することに関しては仕方ないと思った時期もあったが、文化会館のありようについて市の方向性が全く見えないと感じた。文化、芸能など文化会館の存在意義がなくなる。活動センターがここにできても、文化会館のありようについては、逆に衰退するのではという懸念を持った。文化会館のありようを市でもっと真剣に考えてほしい。</p> <p>これまでの文化会館の使用状況、委託料を調べていただいたが、表を見ても、合併前は年間委託料として1000万円の経費を使って催物をやっていた。合併後2～3年は大体1000万円近い催し物をされていた。ところが平成19年辺りから700万円代、H22年からは400万円代、H28年には250万円代。H31年はコロナの影響もあったかもしれないが100万円代に落ちている。数値を見ても、この文化会館の使用状況は、私たちの知っていた姿ではない。当然合併後、宇和文化会館に付随する形の使用状況になるのはある程度分かるが、この文化会館は私たちが今まで思っていたありようがまったく崩れてきてしまっている。その辺りを考えるとこの文化会館の中に活動センターが入り込むということになると、今まで以上に危惧される。個人的にそういった気持ちもあり、併設は反対である。</p>
<p>事務局</p>	<p>私の把握している限りでは、文化会館を使っただけの委託料は1000万円から始まったと思うが、これは興行に対しての補助金だったと考える。現在は言われたとおりだんだん減っている。これは人口減少等もあると思うが、経費負担が大きいので、補助金が次第に減っていったということも聞いている。現在、三瓶文化会館での興行については一般財団法人である宇和文</p>

事務局	<p>化会館に委託して行っている。ここの収容人数が 800 人。満席にしてもなかなか黒字にならない状況である。赤字分を宇和文化会館が負担しなければいけないということもあり、なかなか大きな興行が打てないということで、委託料、補助金が減ってきている。言われるとおり令和に入って 200 万円を切る委託料になっている。</p> <p>以前 1500 万円とか 2000 万円という予算でイベントをしていた時は、三瓶文化会館の予算から支出して行っていた。現在は 200 万円だけと単純なものではなく、200 万円出すから、実際、400 万から 500 万円かかるようなコンサートなりを三瓶文化会館に持ってきてくれ、そういう業務を宇和文化会館に委託するというイメージである。昔はチケット販売など、とにかく忙しかったが、今は準備や当日立ち合いのような業務があるだけで、イベントについてはほとんど宇和文化会館が実施している。</p>
会員（三瓶）	<p>それでは、宇和文化会館の下請けではないか。</p>
事務局	<p>興行の関係だが、宇和も三瓶も建設当時から自主事業として事業をしていた。地域の中で地域から望まれる事業をしなければいけない。宇和に三瓶の自主事業の部分を委託している。というのは、宇和文化会館は一般財団法人で、興行を打つための、また照明や音響といった専門的知識等を持った職員もおり、そういった技術的なところを含めて委託している。</p> <p>金額も、200 万円という委託料だけではなく、入場料も加えた総合的な金額で業者と契約をすることになる。</p> <p>できるだけ地域の方の声が聴ける状態、結果多くの方々が入っていただけるということになる。文化会館の職員が、よりその辺りの調整についての専門性もある。三瓶の職員は市の職員で異動もある。お互いいろいろ協議をしながら計画をしているところだ。決して下請けではない。</p>
会員（三瓶）	<p>三瓶文化会館を住民の声を反映して有効活用するためには、企画立案できる職員を構えてほしい。そういう人事をしてほしい。</p>
事務局	<p>これまでも努力し、もちろん勉強もして、より多くの皆さんの声を聴く努力はした。総務課長も来ているので、今いただいたご意見も聞かせていただく中で、今後の人事、より専門性の高い職員を置いてほしいというよ</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>うな声も出していきたいと思う。</p> <p>今の答弁も納得し難い。文化をお金で計算してしまうところが一つ。文化会館のありようはそれ以上に大事な部分がある。どんどん疲弊する姿を見るのが辛い。個人的に芸能的なことも興味があってやっているが、この会館がなければ発表の場もなくなる。興行収入だけを言っているわけではない。文化会館の利用の仕方というのは、当然地域住民も利用できるシステム、あるいは興行的なところの黒字化も大事になると思うが、やはり文化の中心である三瓶文化会館が疲弊していくというところが、実際活動センター化に向けての話をしていると切実に感じる。改めて西予市としての文化会館のありようを再考してほしい。</p>
<p>事務局</p>	<p>言われるとおり、一定程度の利益は求めるものの、やはり地域の文化、地域の方々の要望など、総合的に見ていく必要がある。地域が疲弊していき、せっかく立派な文化施設があるのに、抛り所にならない、楽しむこともできない、そんなことではいけないので、地域を盛り上げるための施設として、今後も引き続き検討していきたい。文化全体についてのご意見も、今後寄せていただければありがたい。三瓶文化会館の運営について、十分に機能していないような会もあるようなので、再度検討しながら進めたい。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>一定の利益を求めるとか、地域を盛り上げるとか話がでたが、本来この文化会館が建てられた目的、その原点に戻って話をするべきではないか。地域の人々の学習、娯楽とか、そういった教養を身に付ける目的でつくられた施設ではないのか。一定的な利益を求めのために作られた文化会館なのか。地域を盛り上げる、地域の教養を身に付けたり、地域文化の醸成に役立てたり、本来そういう活動をしていかないといけない。別に赤字になってもいいじゃないか。その地域の人々の心が裕福になれば。地域の人たちの輪が広がれば。ここができたばかりの頃は、三瓶の人だけではなく、八幡浜、宇和島、大洲の方からも来られ、三瓶の文化や良さを知っていただいた。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>三瓶東公民館はいろいろ問題を含んでいて、他の 23 の地区公民館と違うということは何度も言っている。まちづくり推進課の小規模多機能自治の活動センターの拠点の基本計画は、既設の公共施設（公民館）、これがた</p>

分科会長	<p>たき台。これに対して、新しい活動センターをつくってくれという三瓶の8人の検討委員の方針を大きな文字で書き込んでほしい。</p> <p>旧東宇和地区の方、何か意見はないか。</p>
会員（野村）	<p>8名の三瓶の委員の意見も100%入れていただき、東宇和の委員の意見も100%取り入れていただければと思う。</p>
会員（三瓶）	<p>ご意見に感謝する。私はこの分科会や市民検討委員会でも西予市は対等合併だと何度も確認した。対等とは、当時の財政力、各旧町の全てを無にして、いろいろな問題を含めながらも、同じ立場で5町が一つの西予市を作っていこうというのが、私の考え方。理事者の何人かには、内政干渉をさすのかと、合併以前の問題を他の地域の人から意見を求めるのかと言った。ならば私もそれぞれの町に言う事はある。集会所の数の問題、あるいは、今までの旧町がやってきたことを言うべきではない。今、西予市になった年から何をしようとし、この活動センターをどのように将来に向けていくのか。この考え方で、本当に城川や野村から毎回毎回ご足労願ひ、来ていただいている。本当に気の毒だと思っている。</p> <p>先ほど言われたように、これは三瓶東地区の問題。どこに活動センターを新設するのか。三瓶文化会館は三瓶全町民の財産。私から言わせてもらおうと昭和46、47年から始まった学校、あるいは社会教育の施設、あるいは全ての体育館を含めて、最後の文化の伝統・歴史・芸能・文化を含めた三瓶町民の拠り所である殿堂がこの文化会館である。三瓶町民はこの文化会館、この活用の問題はあるが、文化会館まで取り上げられて、私個人の意見だが、どれだけ三瓶町だけが犠牲にならなければならないのか。私から言わせてもらおうと、合併以前の三瓶文化会館の利益を追求する問題ではないが、芸能にしてもイベントにしても、三瓶の小さいこの町に、年に2回も3回も歌手などを呼んでいた。これは職員の配置の問題である。職員のやる気があるかどうか。あるいは、指定団体があって委託されているのか、その辺はよく分からないが。私は、この辺りでは古い施設としては一番大きな施設だと思う。保内のオレンジ会館より三瓶の方が古い。</p> <p>この小規模多機能事業を始めた時、将来の財源の心配、類似団体より職員数が50名~70名多いというようなことから始まったこの会。私は職員を削減することと、職員の配置とは別物だと思う。地域が底冷えしている。</p>

<p>分科会長</p>	<p>少子高齢化の時にこそ、今の支所を半分に減らすとは何を考えているのか。逆に総合支所の頃までではなくとも、職員を 20 名程戻して、地域に密着した住民サービスを行うことこそが、過疎地に派遣して本当の奉仕者となるような職員を配置することこそ生き延びるすべ。ということで、ぜひ文化会館ではなく新しい施設をつくってくれ。</p> <p>もう 1 点、拠点が 2 か所になった時はどうするか。よくよく考えてほしい。拠点を 2 か所にしたら、1 つは必ず拠点をつくらなければいけない。1 つつくるのも、2 つで一方はここ三瓶文化会館を利用し、一方では中央公民館であった地域は向こうにするにしろ、新設は 1 つ。それなら、せっかく 3,300 数名の東地区の人間が一緒にやろうとしている「三瓶やってみん会」が今の活動をしているのだから、そのためにも新設すべき。</p> <p>今年の当初予算はなんだ。ジオパークや、野村は災害も含んでだが支所や、宇和町や、明浜は選果場。三瓶にたった 2 億くらいの当初予算も組めないのか。それが言いたくてウズウズしていた。犠牲は三瓶だ。分館、公共の建物に何千万円も地域が出すなんてところがどこにあるか。民営ではない。その上に、修繕費、管理費まで取っているのが現状。それでも 1 割は出さないと皆さんに申し訳がたたないということで、好んで出すお金ではない。</p> <p>この分科会員が我々の意見に従ってもらう、それに対するささやかな我々の気持ちが分かるか。私はこの地域の人間だが、これは三瓶町の殿堂だから、最後まで、この一つだけは財産を残してほしい。三瓶町の財産であり、他には一つも残っているものはない。福祉センターは支所になり、野村のように新しい支所を作ってもらうわけではない。これだけ言えば理事者も十分分かってもらえたと思うので、これ以上は言わないが、三瓶だけに犠牲を押し付けるようなことはしないでほしい。</p> <p>閉会あいさつ 12 : 25 閉会</p>